

確定申告のお知らせ

市民税・県民税申告の

令和元年年分の所得税の確定申告、市民税・県民税の申告時期になりました。日時や必要書類を確認し、期限までに申告しましょう。

＜市民税・県民税申告書の提出および問い合わせ＞
伊奈庁舎税務課 ☎ 58-2111（内線 2306・2307）
住所 〒 300-2395 つくばみらい市福田 195 番地

注意 期限内に申告をしなかった場合、上場株式等の譲渡所得および配当所得は市民税・県民税の課税に反映できません。

昨年からの変更点



★申告相談時、利用者識別番号 ID 取得の手続きを行っていただきますので、ご協力をお願いします。

⇒詳細は下記「利用者識別番号 ID 取得について」をご覧ください。

★早朝から並んでいただいても午前8時になりませんと庁舎内には入れません。

公的年金を受給している方へ

公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、確定申告をする義務はありません。

ただし、年金から天引きになっていない社会保険料控除、生命保険料控除や扶養控除などを追加する場合や所得税の還付を受ける場合には、確定申告が必要となります。

利用者識別番号 ID 取得について

◎利用者識別番号 ID って何ですか？

⇒e-TAX（電子申告）を使用するために必要な16ケタの番号のことで、利用者本人を確認するものです。

◎どうして今回から利用者識別番号 ID を取得するようになったのですか？

⇒今年度の確定申告から、市役所で受けた所得税の確定申告書については、書面ではなく、e-TAXを用いて電子データで土浦税務署へ引き継ぐ（提出する）ことになりました。e-TAXの送信は市役所で行いますが、その際に、申告者ご本人様の利用者識別番号 ID が必要となります。

◎利用者識別番号 ID があるとどんなことができるの？

⇒e-TAXを利用することにより、申告書の添付書類が一部省略可能となったり、手続きが迅速化するほか、所得税が還付となる場合は、通常より早く受けることができます。また、利用者識別番号 ID のほかにパスワードを決めて、「ID・パスワード方式の利用のための登録依頼書」を土浦税務署へ届出し、承認されれば、スマートフォンやご自宅のパソコン、タブレットで確定申告（ICカードリーダーは不要）ができるようになります。

◎利用者識別番号 ID を取得しないと、確定申告書は提出できないのですか？

⇒従前どおり書面でも提出できますが、市役所で申告相談を受けた確定申告書は、電子データで提出を行いますので、利用者識別番号 ID の取得にご協力をお願いします。

平成30年分の確定申告書を提出した方には、申告用紙に代わって「確定申告のお知らせ」ハガキが届きますので、必ずご持参ください。

※収支内訳書等が必要な方は、1月末から市役所（伊奈庁舎・谷和原庁舎）に用意してありますので、ご来庁ください。